



美容医療クリニックの トラブル増加

ウェブサイトにも広告規制がかけられます

広告をみて美容医療クリニックを受診したが、意図しない施術を強要されたり、ホームページ掲載の費用より実際の費用が高額になったなどの相談が多く寄せられています。

そのため6月1日に施行された医療法の改正により美容医療クリニックのウェブサイトにおいても、虚偽広告や誇大広告が禁止されるなど広告規制が課せられるようになりました。

そこで今回は医療法の広告規制のポイントと、美容医療を受ける際のアドバイスを紹介します。

医療法の広告規制ポイント



☆誇大広告は禁止！

事実を不当に誇張して表現したり、人を誤認させたりする広告は禁止されています。

【相談事例】

「二重まぶた整形手術2万円から」とウェブサイトが大きく表示されたクリニックに行ってカウンセリングを受けるとサイトに表示されていた2万円は条件付で、実際は、「さまざまなオプションをつけたほうがいい」と勧められ20万円の契約をしてしまい、その日に施術を受けた。こんな高額な契約をするつもりはなかった。(20歳代女性)

☆虚偽広告は禁止！

「〇%の満足度」のように、データの根拠となる具体的な調査の方法等を明確にせず、データ結果と考えられるものだけを示す広告は禁止されています。

【相談事例】

「薄毛治療。99%効果あり」というウェブサイトを見てクリニックに相談に行くと、「このままだと禿げていく一方で早めの対策が必要」と説得され、スプレーでの治療と飲み薬の契約をした。高額な契約をしたが、飲み薬の説明書に書いてあった副作用が不安になり解約したい。(20歳代男性)

☆誤認させるおそれのあるビフォーアフター写真は禁止！

治療等の内容または効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前後の写真(ビフォーアフター写真)等を広告に掲載することは禁止されています。

※ウェブサイト等で治療内容、費用、リスクや副作用に関する詳細な説明をわかりやすく付けたビフォーアフター写真は掲載可能です。

【相談事例】

ウェブサイトの術前・術後の写真をみて、自分も同じように脂肪溶解注射を130万円で4回に分けて打ったが効果がない。医師に苦情を訴えると割引の20万円で脂肪吸引を施術してくれたが、効果がない。(30歳代女性)

消費者への アドバイス

- ①さまざまな情報媒体から広く情報を収集して検討をして施術を受けるかどうか決めましょう
- ②問題のある広告を掲載しているクリニックとは契約しないようにしましょう
- ③広告と異なる契約を勧誘された場合には、安易にその場で契約しないようにしましょう
- ④困った時は消費生活センター等へ相談しましょう

物価情報

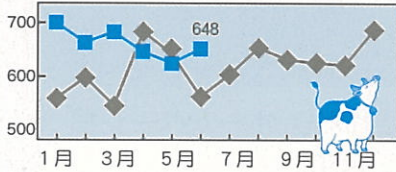
【生活関連物資の6月の価格動向】

— 平成 29 年 — ■ 平成 30 年

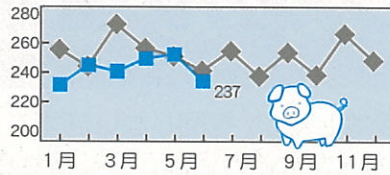
物価に関するお問い合わせは…

☎ 871-0428

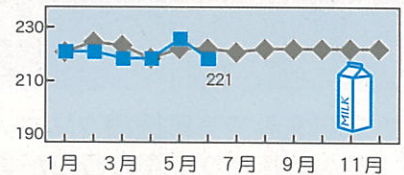
牛肉 (国産・ロース・100g)



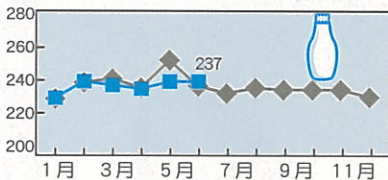
豚肉 (国産・ロース・100g)



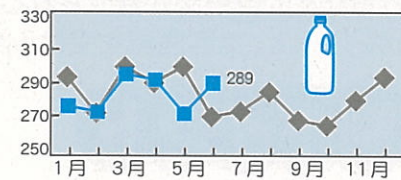
牛乳 (成分無調整・1リットル紙パック入り)



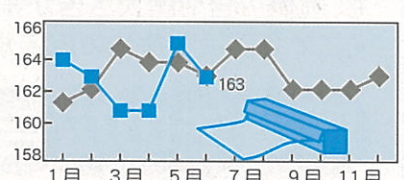
マヨネーズ (ポリ容器入り・450g)



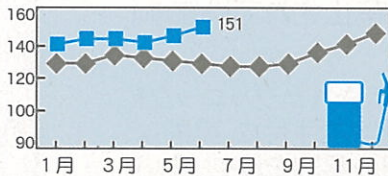
食用油 (なたね油ポリ容器入り・1,000g)



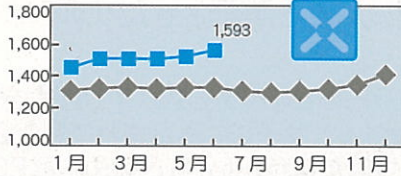
ラップ (ポリ塩化ビニレン製・30cmX20m)



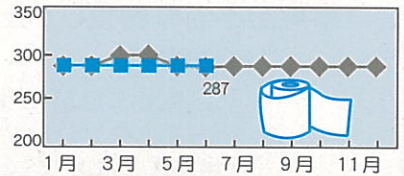
ガソリン (レギュラーガソリン1リットル・現金売り)



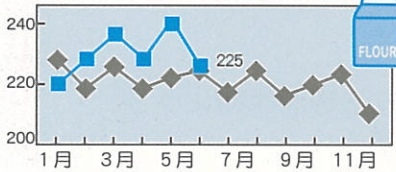
灯油 (18リットル・店頭価格)



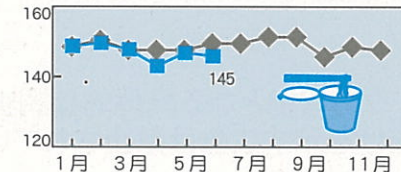
トイレトーパー (12ロール) シングル又はダブル・再生紙



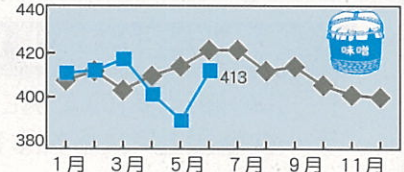
小麦粉 (薄力粉・1kg)



カップ麺 (レギュラーサイズ)



みそ (あわせ味噌・750g)



●結果は平成30年6月に職員が市内の小売店舗で調査したものです。●価格は消費税を含みます。
●特価の価格も含まれますので、あくまで参考程度にしてください。●上記以外も調査しています。詳しくは、北九州市立消費生活センターのホームページをご覧ください。

相談窓口

北九州市立消費生活センター

☎ 093-861-0999 (戸畑)

北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた7階(JR戸畑駅横)

相談受付時間 (月～土 ※休館日/日・祝・年末年始)
8:30～16:45 第3土曜日は8:30～13:00

各区にも相談窓口があります。まずはお電話ください。

- 門司 / ☎ 331-8383 ●若松 / ☎ 761-5511
- 小倉北 / ☎ 582-4500 ●八幡東 / ☎ 671-3370
- 小倉南 / ☎ 951-3610 ●八幡西 / ☎ 641-9782

相談受付時間 8:30～16:45(※休館日/土・日・祝・年末年始)

面談による相談は、相談窓口へお問い合わせください。

消費者ホットライン ☎ 188(いやや!)

電子メールによる消費生活相談

検索サイトで「北九州市」を検索→市政・区政相談→市の様々な部署の相談窓口→「2.電子メールによる消費生活相談」→「電子メールによるご相談入口はこちら」をクリック

パソコン・スマートフォン

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた7階

編集/発行 北九州市立消費生活センター

●北九州市立消費生活センターホームページ

①検索サイトで「北九州市」を検索 ②くらしの情報→安全・安心→消費生活センターをクリック

●お問い合わせ ☎ 093-871-0428 FAX 093-871-7720

No.1809038C 第309号/平成30年7月15日発行

要予約 消費者トラブル無料法律相談

●弁護士による無料法律相談
……毎週火曜日 14:00～16:00
※第2週は土曜日開催となります。

●司法書士による無料法律相談
……第1,3週金曜日 14:00～16:00

契約や多重債務その他消費者トラブル全般の相談に法律の専門家が応じます。
(相談時間は1件につき30分間です)
※事前予約が必要です。各相談窓口へ電話または来所して下さい。

※ニセ電話詐欺等に関する警察の相談電話

☎ #9110 (シャープきゅういちいちまる)
(24時間受付)